

令和7年度和泉市地域防災訓練起震車体験業務委託

(委託場所：市立北池田中学校内)

特記仕様書

(目的)

第1条 本業務は、市民が地震動を疑似体験することにより地震に対する備えの重要性、及び耐震化の必要性を認識し、市内の建築物の耐震化率を向上させ、安全で安心な住環境及び建築物の創造に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本特記仕様書は、和泉市（以下「委託者」という。）が実施する、「起震車体験業務委託（委託場所：市立北池田中学校内）」（以下「本業務」という。）について適用され、受託者が執行しなければならない一般的事項を定めたものである。

(業務概要)

第3条 本業務の概要は、下記のとおりとする。

- (1) 起震車の設置、及び実演に関する業務
- (2) 起震車実演中の安全管理に関する業務

(作業計画)

第4条 受託者は、業務に先立ち「業務委託実施計画表」を提出し、監督員の承認を受けなければならない。使用する起震車は、過去の大地震に相当する揺れを体験できるものとし、実演日時は令和7年11月2日午前8時30分から午前12時00分までとする。なお、実演場所は市立北池田中学校内の委託者が指定する場所とする。また、想定される体験者数は150名程度とし、一度に4名程度が体験できる車両とすること。

(疑義)

第5条 本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合は、委託者受託者双方で協議のうえ、委託者の指示を受けるものとする。

(安全対策)

第6条 委託者受託者は、警備等に関する打合せを事前に行い、事故が生じないように必要な対策をとらなければならない。

(安全管理)

第7条 受託者の担当係員は実演日には現場に常駐し、運営及び取締りを行い安全管理に努めなければならない。

(守秘義務)

第8条 受託者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。

(第三者に及ぼした損害等)

第9条 本業務の実施に関して事故等が発生した場合は、相互に誠意を持ってこれに対処し、必要を生じた経費は委託者と受託者が協議して定めるものとする。また、第三者との間に紛争を生じた場合には、委託者と受託者が協議してこれを解決するものとする。

(その他)

第10条 本業務の内容等に大幅な変更が生じた場合は、委託者受託者協議の上、対処するものとする。